

# 青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応について

福島第一原子力発電所の原子力事故により、青森県の皆さまをはじめ、国民の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことに対し、深くお詫び申し上げます。

引き続き事故の一日も早い収束と被害にあわれた方々への「親身・親切的な賠償」に全力で取り組んで参ります。

当社、東通原子力発電所は本年1月に着工しており、3月末で総合進捗率約10%となっておりますが、今回の事故を踏まえ、本格工事を見合わせているところであります。

このような状況の中、11月21日に青森県知事から、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた要請を頂きましたことに対し、以下の通りご回答申し上げます。

## 1. 安全対策について

当社は、福島第一原子力発電所の事故の収束を優先させており、東通原子力発電所の安全対策を具体的にお示しできないことから、同検証委員会の検証対象外となりましたが、国からの指示や改正された法規並びに同検証委員会に他原子力発電事業者が示した安全対策を参考に今後検討の上、着実に実施して参ります。

主な安全対策は以下の通りです。

- ・非常用電源が失われた場合の『電源確保対策』
- ・海水による除熱機能が失われた場合の『除熱機能確保対策』
- ・津波による『浸水対策』
- ・『シビアアクシデント対策』

これらの対策については具体化した後、工事計画認可や保安規定の審査の段階で国に報告して参ります。

なお、同検証委員会において原子力安全・保安院より「発電所の運用開始に至る前に他発電所と同様に厳格に安全性の確認を行う」との見解が示されております。

## 2. 要請に対する対応方針について

### (1) 共通事項に対する対応方針

当社は、他の事業者と共通で「県内事業者間による連携強化」の要請を頂きました。これに対し、青森県内5事業者の連携を強化し、平常時から安全や設備の情報交換を行うことにより、各事業者が有する設備の安全性の更なる向上、技術力向上に努めるとともに、原子力災害時の支援体制の構築、支援訓練の活動を通じて原子力災害対応能力の向上を図ることなどを内容とした協定書を締結し、相互に協力して対応します。(平成23年中)

現在、検討している内容は以下の通りです。

- ・平常時からの協力として、安全情報の共有、設備情報の共有、資機材情報の共有など
- ・訓練時の協力として、支援訓練の実施、訓練の相互確認など
- ・災害時の協力として、資機材の貸与、要員の派遣など

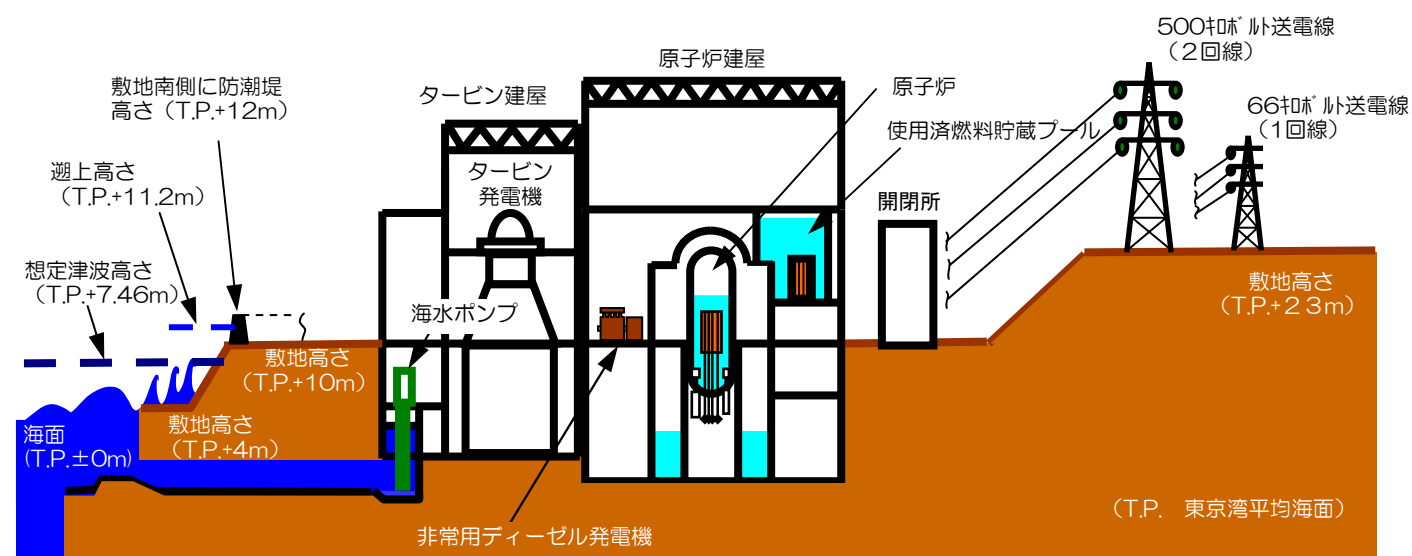
また、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の改善により、協力体制の強化を図って参ります。

### (2) 他の原子力発電事業者への要請に対する対応方針

他の原子力発電事業者が頂いた要請に関しては、「訓練の充実・強化」や「地震・津波への対応強化」等、当社にも共通する事項が含まれていると認識しております。これらの要請を検討し、実行に移して参ります。

以上

【現在の計画の概要図】 ※本図は原子炉設置許可を受けた時点（平成22年12月）の計画です。これに加えて上記の安全対策を実施して参ります。



「訓練の充実・強化」  
柏崎刈羽における電源車や消防車を使った緊急安全対策訓練の様子  
(平成23年4月11日に実施)



「地震・津波への対応強化」  
柏崎刈羽における防潮堤の計画  
(平成23年11月1日に着工)